

広報たぶせ広告掲載基準

(目的)

第1条 この基準は、田布施町有料広告掲載に関する要綱(平成18年田布施町訓令第1号。以下「要綱」という。)第3条の規定に基づき、広報たぶせへの広告掲載について必要な事項を定める。

(広告の範囲)

第2条 次の各号のいずれかに該当する業種又は業者の広告は、掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する風俗営業及びこれに類するもの
 - (2) 消費者金融に係るもの
 - (3) たばこに係るもの
 - (4) 商品先物取引に係るもの
 - (5) 法律の定めのない医療類似行為を行うもの
 - (6) 警察に摘発又は社会問題を起こしているもの
 - (7) 暴力団、その他反社会的団体が関与すると認められるもの
 - (8) 町の指名停止を受けているもの
 - (9) 町税を滞納しているもの
 - (10) 債権取立て、示談引受け等をうたったもの
 - (11) 各種法令に違反しているもの
 - (12) その他町長が適当でないと認める業種又は業者に関するもの
- 2 その内容が次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しない。
- (1) 他の者を誹謗し、中傷し若しくは排斥するもの又はそのおそれのあるもの
 - (2) 人権を害するおそれのあるもの
 - (3) 政治活動及び宗教活動に関係のあるもの
 - (4) 第三者の氏名、写真、談話、商標、著作物などを無断で使用しているもの
 - (5) 個人、団体等の意見広告及び名刺広告に類するもの
 - (6) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
 - (7) 求人広告及びこれに類するもの
 - (8) 町の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
 - (9) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 「世界一」「一番安い」など、実際又は他の事業者のものよりも著しく優良又は有利であるかのような表示を含むもの(根拠を示す資料を提出した場合は掲載可能)
 - イ 「今すぐ」「これが最後」など、射幸心をあおる表現を含むもの
 - ウ 責任の所在が明確でない(広告主の名称、所在地及び連絡先(固定電話)等が明示されていない)もの
 - エ 内容が不明確なもの
 - オ 町が広告主を支持又はその商品やサービス等を推奨若しくは保証しているかのような表現を含むもの
 - カ 虚偽の内容を表示するもの
 - キ その他消費者を誤認させるおそれのあるもの
 - (10) 青少年の健全育成上好ましくないものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 性的感情を刺激するもの又はそのおそれがあるもの

イ 犯罪を誘発するもの又はそのおそれがあるもの

ウ 粗暴性又は残虐性を助長するもの又はそのおそれがあるもの

(11) その他町長が適当でないと認めるもの

(掲載位置及び枠数)

第3条 広告の掲載位置は、各月の第1回目に発行する広報のうち町が指定した位置とし、その枠数は、4枠とする。ただし、要綱第5条第1項の表に定める第1順位又は第2順位の対象者から第5条に基づく広告掲載の申込みがあったとき又は、町長が当該広告の掲載を認めた場合、4枠を超えて広告を掲載できるものとする。

2 広告主数が枠数に満たないときは、一広告主に2枠の利用を認めることができる。

(規格)

第4条 広告の規格は、1枠につき縦45ミリメートル、横85ミリメートル以内とし、2枠を利用する場合は、縦45ミリメートル、横175ミリメートル以内とする。

(掲載の申込み)

第5条 広告主は、広告取扱業者に対し広告掲載の申込みを行うものとする。また、掲載中の広告の内容を変更する場合も同様とする。

(広告主の選定)

第6条 広告取扱業者は、前条の申込みがあった場合は、要綱及びこの基準の規定に基づき審査を行い、要綱第5条第1項の優先順位により広告主を選定する。

(広告原稿の作成及び提出)

第7条 広告原稿は、広告主又は広告取扱業者が要綱及びこの基準に基づき作成するものとする。

2 前項の規定により作成する広告原稿に関する経費は、広告主又は広告取扱業者が負担するものとする。

3 広告取扱業者は、作成した広告原稿及び町が別に指示する資料を、提出期限までに、町が指定する場所に提出しなければならない。

4 町長は、前項の規定により提出された広告原稿の内容等が要綱及びこの基準に反していないことについて審査を行い、承認したものを掲載するものとする。

(広告取扱業者の責務)

第8条 広告取扱業者は、広告の内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告取扱業者は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告取扱業者の責任及び負担において解決しなければならない。

(その他)

第9条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年2月1日から施行する。

附 則(平成18年12月1日訓令第46号)

この訓令は、平成18年12月1日から施行し、19年度事業から適用する。

附 則

この訓令は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成24年7月1日から施行する。